小海町大学等進学支援金交付要綱

平成31年４月１日

要綱　第15号

（目的）

第１条　この要綱は、大学等に進学する際に、進学時における家庭の経済負担を軽減するとともに、将来的見地からの人材育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校のほか町長の認める各種学校をいう。

（支給対象者）

第３条　この要綱による支援金の支給の対象となる者は、大学等に進学する者の扶養者たる父母等で、相当期間町内に居住し、以降も居住を継続する意志があり、町税等の町納付金に滞納がない世帯に属する者とする。

（支援金の金額等）

第４条　支援金の金額は300,000円とし、支給は大学等に進学する者につき１回限りとする。

（支給の申請及び決定）

第５条　第３条に定める支給対象者で支援金の交付を受けようとする者は、当該年度中に大学等進学支援金支給申請書を町長に提出するものとする。

２　町長は提出された申請書により交付の可否を決定する。

（支給の取消し）

第６条　町長は、虚偽の申請その他不正の手段により交付を受けた場合は、受けた金額全額を返還させるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。